

# 衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.15 第 171 回国会第 3 号

4 月 15 日（水）第 3 回の委員会が開かれました。

## 1 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出第 61 号）

- ・中曽根外務大臣、金子国土交通大臣、浜田防衛大臣、松本内閣官房副長官、佐藤法務副大臣、橋本外務副大臣、加納国土交通副大臣、北村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 中 谷 元君（自民）

- ・すべての国による海賊行為の抑止への協力について定めた国連海洋法条約を 1996 年に批准して以降、我が国はなぜこれまで国内法の整備を行ってこなかったのか伺いたい。
- ・日本人が海賊の人質となった場合に、本法律案に基づき、逃亡する犯人から人質を救出することは可能か。また、他国の領海内までの追跡は認められるのか伺いたい。
- ・ソマリア沖・アデン湾の海賊への対処について、政府が海上保安庁では対応が困難であると判断して、海上警備行動による自衛隊の派遣を決定した根拠は何か。また、その判断に至るまでの経緯はどのようなものであったか説明願いたい。

### 小 池 百合子君（自民）

- ・最新のソマリア沖における海賊の出没海域と発生状況並びにその対処をする各国及び関連国際機関と自衛艦との連携はどうなっているのか伺いたい。
- ・ソマリアで海賊ビジネスが発生している理由について、どのように捉えているのか伺いたい。
- ・中長期的な安全保障政策を確立するため、日本版国家安全保障会議を設置しようとする安全保障会議設置法一部改正案は第 166 回国会に提出されたものの、その後審査未了となったが、同改正案の取扱いはどうなっているのか説明願いたい。

### 冬 柴 鐵 三君（公明）

- ・現在行われている海上警備行動での海賊への対処に関する問題点及び本法律案の必要性について、浜田防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・ソマリア沖・アデン湾海域への対潜哨戒機 P 3 C 派遣の

可能性及び派遣した場合、基地が必要となり、その使用に当っては自衛隊の地位に関する協定が必要となるのか、政府の見解を伺いたい。

- ・マラッカ海峡の海賊対処について海上保安庁は、その隣国を支援することにより海賊事案件数の減少に尽力してきており、このような協力活動はソマリア沖・アデン湾の海賊対処に対しても活かせると考えるが、中曽根外務大臣の見解を伺いたい。

### 照 屋 寛 徳君（社民）

- ・自衛隊法第 82 条の海上警備行動では、警備対象は日本関係船舶に限られているにも拘らず、4 月 4 日及び 11 日の海上自衛隊の対応は外国籍船を警備するものであり、脱法的行為及びなしくずし的な法の拡大解釈になるのではないか、浜田防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案では自衛隊と海上保安庁の活動内容は同じであると規定されているが、海上保安庁法第 25 条の軍民分離の原則に反するのではないかと、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案第 7 条では、海賊対処行動について、急を要するときは防衛大臣から総理大臣へ通知すれば足りるとし、また、国会には事後報告で良いと規定していることから、防衛大臣の決定が国権の最高機関である国会や総理大臣に優先することとなるが、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。

### 川 内 博 史君（民主）

- ・米海軍横須賀基地に配備されている原子力空母ジョージ・ワシントンが放射性廃棄物を米海軍チャーターの小型船に移し米国に移送した件について、事実関係を説明願いたい。
- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊対処は、なぜ海上保

安庁では対応できないのか、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。

- ・国際機関を経由して行なっているソマリアに対する人道支援の過去2年間の総額6,700万ドルのうち、ソマリアへの直接的支援分を伺いたい。

### 武正公一君(民主)

- ・補給支援特措法に基づき派遣されている補給艦から、海賊対処を目的に派遣されている自衛艦への補給を可能とする根拠について伺いたい。
- ・本法律案における国会関与の強化の必要性について、浜田防衛大臣及び金子国土交通大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国が主体となって、ソマリア周辺海域海賊対策地域会合(ジブチ会合)において採択された行動指針への各国の署名を促し、地域協力枠組みを形成するための役割を我が国が担うことに対する、中曽根外務大臣の見解を伺いたい。

### 平岡秀夫君(民主)

- ・ソマリアで空爆や地上攻撃が開始された場合、ソマリア沖・アデン湾での我が国の海賊対処方針がどのようになるのか伺いたい。
- ・本法律案では海賊船に対する船体射撃を認めているが、これは、任務遂行のための武器使用と解し得るため、今後他の自衛隊の海外での活動における武器使用基準の緩和に繋がる恐れがないのか伺いたい。
- ・本法律案は、全ての公海において海賊を取り締まることができることと規定されていることから、限られた能力で海賊対処を行なうには活動地域を選定する必要があるが、本法律案ではこれをどのように判断するのか伺いたい。

### 篠原孝君(民主)

- ・シーレーン防衛について現在の政府はどのように位置付け、本法律案にシーレーン防衛という考え方は入っているのか、政府の見解を伺いたい。
- ・海賊対策の名の下での自衛隊の派遣が、戦前の我が国のような武力による海外進出の端緒になるようなことがあってはならないと考えるが、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。
- ・日本船籍の船舶や日本人船員が著しく減少し我が国の船

舶会社が保有する便宜置籍船が増加する中で、海賊対策を奇貨として日本船籍船舶や日本人船員を増加させるための方策をとっていくべきであると考えているが、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。

### 赤嶺政賢君(共産)

- ・ソマリア沖・アデン湾で我が国の護衛艦が護衛活動を実施しても海賊は警備の手薄な海域に移動するだけではないかと考えられるが、浜田防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・ソマリアの実態を十分把握した上で海賊撲滅に向けた施策を行っていく必要があるが、金子国土交通大臣及び中曽根外務大臣の見解を伺いたい。
- ・海賊対処の恒久法である本法律の制定を機にソマリア沖・アデン湾での海賊対処のような事案でも対処できるように海上保安庁の体制整備を行うつもりはないのか、国土交通大臣に伺いたい。

### 下地幹郎君(国民)

- ・現在海上警備行動としてソマリア沖・アデン湾に派遣されている海上自衛隊の護衛艦は、これまで4月4日及び11日の2度にわたり不審船に対処したが、この対処の法的根拠を船員法第14条(遭難船舶の救助)とし、また、海上幕僚長が「法的にきちんと命じられた行為ではない」と発言したことは、海上警備行動に基づく派遣に無理があったことの証左ではないのか、浜田防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・政府は、海上自衛隊のソマリア沖・アデン湾への派遣に伴い、ジブチとの間で、同国における我が国自衛隊等の地位に関する交換公文を取り交わしたが、本件交換公文を国会承認の対象にする考えはないのか。また、他国との取極を国会承認の対象とするか否かの判断基準であるいわゆる「大平3原則」を見直す考えはないのか、中曽根外務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案においては、海賊対処は海上保安庁が第一義的に対応することを確認する規定があるにもかかわらず、ソマリア沖・アデン湾のような遠方海域で活動できる巡視船が「しきしま」以外にない状況では、いつまでも遠方海域での海賊対処は海上自衛隊に頼ることになってしまふことから、早急に「しきしま」級の巡視船を整備する必要があるのではないのか、金子国土交通大臣の見解を伺いたい。